

一般廃棄物処理手数料の改定について

～ 答 申 ～

令和3年9月

春日井市廃棄物減量等推進審議会

1 はじめに

春日井市は、平成31年3月に改定した「春日井市ごみ処理基本計画」に基づき、循環型社会の実現を図るため、市民・事業者・市が一体となりごみの減量及び資源の有効活用を推進してきたところである。

その計画では、4つの基本方針のもと、さまざまな施策を展開している。基本方針1の啓発や基本方針2の3Rの推進によりごみの減量、資源化の促進、適正なごみ分別に取り組んでいるほか、基本方針3の効率的なごみ処理によるコストの削減においては、収集・運搬費削減のため、民間委託エリアの拡大など実施してきた。また、基本方針4の安全で安定的な処理施設の確保では、クリーンセンター整備等を計画的に進めている。

こうした中、1t当たりのごみ処理経費は、近年、増加傾向にあり、クリーンセンターに持ち込まれる家庭系一般廃棄物の処理手数料は、ごみ処理経費と乖離しているのが現状である。春日井市ごみ処理基本計画においても、適正なごみ処理費用の徴収が施策のひとつとなっている。

そこで、春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）では、本年6月に春日井市長から諮問を受けた「一般廃棄物処理手数料の改定」について、家庭系一般廃棄物の処理手数料における適正な受益者負担の視点から審議を重ねてきた。その結果を本答申としてまとめたものである。

2 現状及び問題点

一般廃棄物処理手数料については、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条の規定で、家庭系一般廃棄物は10kg以上の部分につき10kgにつき100円、事業系一般廃棄物については10kgにつき200円と定められている。

平成29年度から3年間のごみ処理経費（減価償却含まない）は、表1のとおりで、令和元年度のごみ処理経費総額は約24億円であり、10kg当たりのごみ処理経費は282円となっている。

ごみ処理経費は年々増加傾向で推移しているが、これは、今後、施設整備を進めていくために、平成30年度から計画的に既存施設の修繕を実施していることによるものである。

表1 ごみ処理経費の推移

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ処理経費総額	2,149,233千円	2,257,845千円	2,396,674千円
1t当たりのごみ処理経費	25,828円	27,113円	28,166円
10kg当たりのごみ処理経費	258円	271円	282円

家庭系一般廃棄物の処理手数料については、平成23年10月の改定以降、現在まで据え置かれており、表2のとおり、現在の処理手数料はごみ処理経費とかい離している。

表2 10kg当たりのごみ処理経費の内訳（令和元年度）

ごみ処理経費（282円）	
現在の処理手数料（100円）	不足分（182円）

また、図1のとおり、近隣市町の処理手数料との間に開きが生じているため、市外のごみを持ち込まれることが懸念される。

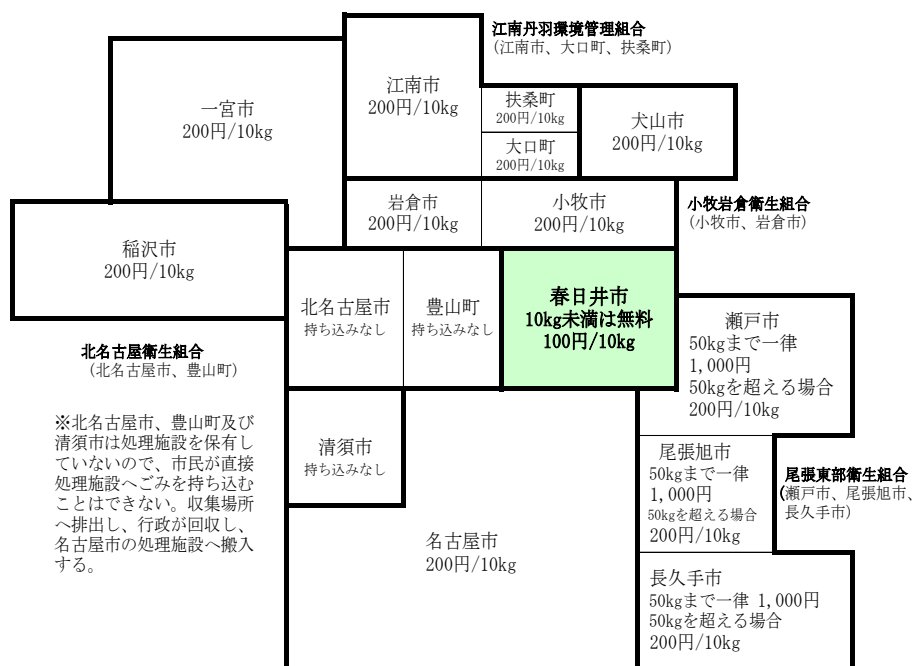


図1 近隣市町の家庭系一般廃棄物の処理手数料（令和3年5月31日現在）

3 ごみの排出量10kg未満「無料」について

家庭系一般廃棄物の排出は、ごみステーション収集を原則としており、ごみ処理手数料は無料である。しかし、①夜間勤務者など生活スタイルの多様化により朝8時の排出時間に合わせられない方、②ひとり暮らし高齢者・障がい者などいわゆるごみ出し困難者、③重量物ではないが、粗大ごみの基準の長さを若干超えるため、ごみステーションに排出できないごみなど、やむを得ずクリーンセンターへ持ち込まれるごみが存在する。

こうしたごみを持ち込まれた方に対して、家庭から排出される通常のごみ量^{※1}の場合、ごみ処理手数料の負担を求めるべきかを検討し、現在「無料」としている。

※1 1世帯1回当たりのごみステーションへの排出量は4.9kg（令和元年度）である。家族構成等を考慮して10kgまでを通常のごみ量とした。

4 審議会答申

(1) 家庭系一般廃棄物の処理手数料改定について

処理手数料については、ごみ処理経費との間にかい離があり、応分の負担を求める必要がある。また、近隣市町との間に開きがあり、市外のごみの持ち込みが懸念されるため、処理手数料の改定は、やむを得ないと考える。

しかし、前述3のとおり、やむを得ずクリーンセンターに持ち込まれるごみの現状を踏まえ、家庭から排出される通常のごみ量を超えないものについては、現在、ごみステーション収集による処理手数料が無料であることに鑑み、10kg未満の排出者については、負担を求めるべきではないと考える。

よって、「無料部分は継続」することとし、ごみの排出量が10kg以上の部分につき「10kgにつき100円」については、「10kgにつき200円」とするのが望ましい。

(2) 円滑な実施及び更なる適正化について

処理手数料の改定に当たっては、その主旨について理解を得るために、市民に対して十分な周知と説明を行うことが必要である。

さらに、市民への周知・啓発により、ごみ減量及び資源化を推進するとともに、ごみ処理経費算出と経費削減に不断の努力をもって取り組み、毎年度、ごみ処理手数料の適正化を検討していくことが必要であると考えます。

(3) 附帯意見

無料部分については、ごみステーションに排出できない問題の要因を常に把握した上で、それらの要因をひとつずつ取り除いていくことにより問題を改善していく必要がある。無料部分継続の可否について、引き続き検討されたい。